

第 44 回山口県学校環境衛生研究大会 第 3 課題

報告者 河添 真一

「喫煙・飲酒・薬物乱用止教育・くすり教育」～健康教育の実践と質の向上を目指して～

発表 1. 「実施報告書の分析からみた薬物乱用防止教室の有意義な進め方」

山口県健康福祉部薬務課 麻薬毒劇物班 技師 奥田千春

県内の薬物乱用防止教室については、小学校・中学校・高等学校等を対象に、警察職員・学校薬剤師（薬物乱用防止指導員）・健康福祉センター職員等を講師として実施している。近年、全国的に若年層を中心とした大麻事犯による検挙者数が急増しており、山口県も同様である。若年層の薬物汚染を防ぐため、より効果的に薬物乱用防止教室を行う必要がある。

令和 2 年度に薬物乱用防止教室を実施した県内全ての学校に対してアンケート調査を実施した結果は以下の通りであった。

(1) 各学校で受講前後において工夫した点

「事後学習」、「学校通信・学年通信等に実施状況を掲載した」が多く、高等学校では受講中にメモを取らせる等の「受講方法の指導を行った」が多かった。

(2) 薬物乱用防止教室において特に効果的と思う指導方法

「DVD 等の映像資料の鑑賞」、「実験の実演」、「パンフレット等の啓発資料の配布」が多かった。

(3) 実施上で問題となった点や今後の要望

問題点：新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と同様には実施出来なかった。

児童及び生徒が薬物乱用を身近な問題として捉えるのはなかなか難しい。

要望：実験や断り方のロールプレイ及び児童が自由に発言できる機会があると良い。

薬物乱用防止教室を行うにあたって、学校側の希望を講師によく伝え両者が連携することにより、より効果的な指導につながると考えられる。また、講師によって知識の範囲や得意分野が異なるので、学校が児童・生徒に最も学習させたい内容に合った適切な講師を選択することが重要であると考えられる。DVD や実験で「時間が足りなかった」という意見もあるので、最も伝えたい項目を事前に打ち合わせることも重要と考えられる。

DVD の内容・入手方法について参加者からの質問があり、「麻薬覚醒剤乱用防止センターが作成している DVD の貸し出しが多い。薬務課及び各健康福祉センターで保管しているので、講師を通して利用していただきたい。」との回答。

発表 2. 「学校におけるくすり教育の推進と学校薬剤師の活用について」

山口県薬剤師会学校薬剤師部会 副部会長 河添真一

平成 24 年度より中学校、高等学校において、くすり教育が 学習指導要領に加えられ、学校薬剤師も加わったチームティーチング (T.T.) での指導が望ましいといわれている。近年は小学校においてもくすり教育の必要性が高まっているが、学校薬剤師がどのように関与しているのか不明である。令和元年度に「くすり教育・保健活動」について学校薬剤師に行ったアンケート調査の報告を過去の研修会及び学術大会で発表しているが、今回学校関係者の方にも周知していただきたいということで紹介した。

回収率 83% (449/547 校) のうち、65% の学校薬剤師が「薬物乱用防止教室」、「タ

「タバコ・酒の害について」、「くすり教室」等の保健活動に参加している。くすり教育については、薬物乱用防止教室の話の中の一部で行われている場面が多い。

くすり教育の実施率には地域により差はあるが、薬物乱用防止教室を依頼される、保健活動を行っている薬剤師は、くすり教育も関わりやすい。教育現場からの依頼がないが、依頼があれば受けるという薬剤師が多い。学習指導要領、資料などの周知・理解がまだ不十分であることが、アンケート結果より見えてきた。

薬物乱用防止・くすり教育に関する学習指導要領を確認し、くすり教育に関して学校薬剤師が関わることの重要性を学校側に働きかけることが必要である。養護教諭にコーディネーターとなってもらい、保健教育のくすり教育をぜひT.T.で行うことが、これからの課題である。

日本学校保健会、日本薬剤師会学校薬剤師部会、くすりの適正使用協議会のホームページから、くすり教育についての参考になる資料がたくさんあるので、ぜひ活用していただきたい。

発表3. 「小学校におけるくすり教室の取り組み」

岩国市立河内小学校 養護教諭 木原紀子

本校では、全校児童数19名、4学級の小規模校であり、小中一貫教育の取組として、小中合同大運動会や、小小・小中の連携した授業等を行っている。児童の薬の使用状況について、決められた時間に飲まなければならない薬を飲み忘れたり、兄弟で同じ薬を飲んだりすることを耳にすることもある。また、地域に病院がなく、一般用医薬品が一部のコンビニエンスストアや薬局、インターネットなどを通じて自分で選んで買えるようになったことから、今まで以上に薬に対する正しい知識を身につけることが必要になってきている。児童が薬の正しい知識を身に付け、用法・用量等を守って薬を扱うことができるように次のような取組を実施した。

- (1) 年間計画への位置づけ：全教職員への理解
- (2) 学校薬剤師との連携
 - ア. 日程や内容の調整
 - イ. 第5・6学年対象の「くすり教室」
 - ウ. 学校保健安全委員会：保護者にも事前アンケート
 - エ. 保健だより：他学年の児童や家庭への伝達
- (3) 小中の連携：養護教諭同士の学びの機会や情報共有

児童の授業後の感想には、「薬が胃で開き、小腸でとけるということを初めて知った」、「薬が体を一周するのに1分かかると言われたことが一番びっくりした」、「実験を見て、大好きなジュースと一緒に飲むとあんなになるとは知らなかった」など、薬の専門家である学校薬剤師の話真剣に興味をもって聞くことが出来ていた。そして、「薬を飲むのは水が一番良いという事が分かった」、「同じ薬を兄弟で飲まないようにしようと思った」など、日頃から正しい薬の飲み方をしようとする意識の変容がみられた。保護者も薬の取扱いについて気をつけていこうとする意識の高まりを感じ、また、薬剤師という仕事の一部を知るキャリア教育の面からも貴重な学習の機会になった。

くすり教室で学んだ知識を日常生活での行動に結びつけることが出来るよう保健指導を工夫していく必要がある。中学校の学びの基礎となるように、9年間の育ちを見据えた系統性のある指導にしていくことが必要である。

最後に、山口県薬剤師会学校薬剤師部会 部会長 沖田敏宜先生、監事 西村正広先生から指導助言を頂いた。